

鳴りますか？ 住宅用火災警報器

本体交換の目安は
設置から10年



～平成22年4月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました～

住宅用火災警報器はなぜ必要なの？

あなた自身はもちろん、大切な**家族の命**を住宅火災から守るためです。
また、火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり、近隣への延焼火災も軽減します。

住宅用火災警報器はどこにつけるの？

① 住宅用火災警報器の取り付け場所

- 居間、リビング、子供部屋、寝室などのふだん使っている居室、階段、台所の天井又は壁に設置が必要です。(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません)
- 自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要はありません。

■ 戸建住宅の場合



※3階建ての場合は、1階と3階の階段の踊り場に設置が必要です。

■ マンションやアパートの場合



※メゾネットタイプの場合は、階段にも設置が必要です。
※建物の共用部分である階段、廊下、エレベーターホール等には、設置の必要はありません。

② 取り付ける住宅用火災警報器の種類

取り付ける住宅用火災警報器の種類は設置基準（火災予防条例施行規則第11条の8）により定められています。

※ 東京都（島しょ地区を除く）にある住宅の住宅用火災警報器設置基準

設置場所	住宅用火災警報器の種類
・居室（居間、ダイニング、子供部屋、寝室など） ・階段	煙式
・台所又は火災以外の煙を感知し警報を発するおそれのある場所	煙式又は熱式

住宅用火災警報器を設置したあとは？

住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。また、設置から10年が過ぎている住宅用火災警報器は、機器本体を交換しましょう。本体交換は「設置から10年」が目安です。古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れがあります。設置から10年を目安に本体の交換をしましょう。

つけてよかった！住宅用火災警報器

- ◆ 就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目を覚ますと、自分が掛けていたふとんがストーブと接触していました。煙が出ていたのを発見し、水をかけて初期消火を実施し被害拡大を防ぎました。
- ◆ コンロで鍋を火にかけてたことを忘れて外出し、鍋から煙で住宅用火災警報器が鳴動したことに隣人が気づき、さらに窓から煙が見えたため早期に119番通報をすることができました。

【参考：東京消防庁 HP】

□住宅用火災警報器のあっせん□ (消火器のご案内は裏面)

通年であっせんしています。(設置から本体耐用年数等の約10年を目安に交換をお勧めします。)

警報器の種類・価格(消費税別)等

・ニッタン製リチウム電池内蔵式（電池寿命約10年）

煙式 KRH-1B、熱式 CRH-1B

1個 **3,500円(税別)** ※煙式、熱式どちらも同じ価格です。

(50個～99個:1個 3,300円、100個以上:1個 3,200円)

★ 別途配送料がかかります。 **1,000円(税別)**

★ 希望により有料で取付します。

1個につき**1,500円(税別)**、3個目からは1個につき **1,000円(税別)**

※ 高所、コンクリート天井等設置場所により別途費用がかかる場合があります。

お申込みできる方 大田区内にお住まいの方、または区内に所有している借家等に
取り付けをする家主の方。

お申込み・お問い合わせ先 **大田区防災設備協力会**

所在：〒143-0013 大森南三丁目17番5号

電話・FAX 03-5710-1011

お申込み方法 **はがき**又は**FAX**で**大田区防災設備協力会（あっせん業者）に直接**お申し込みください。

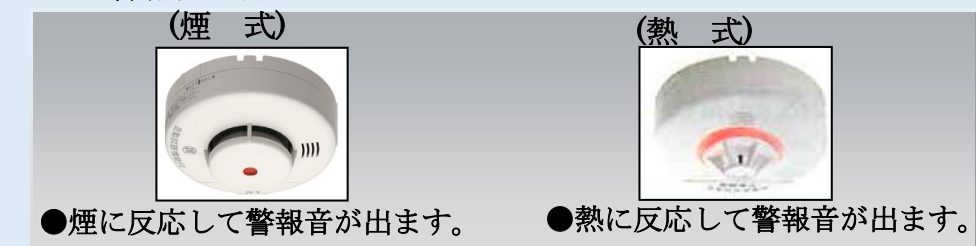
【記載内容】 ○ 購入するもの（住宅用火災警報器）数量
○ 取付希望の有無
○ 住所 氏名 電話番号

※ 裏面（消火器のご案内面）「お申込み内容」の点線枠内に記入後、切り取って、はがき等の貼付用にご利用ください。(はがき等へ直接記入していただいても構いません。)

納品及びお支払い

- ・あっせん業者が納品します。
- ・住宅用火災警報器をお届けした際、または取付後に業者へ代金をお支払いください。
- ・申込みからお届けまで**1ヶ月程度かかる場合があります。**予めご了承ください。

《住宅用火災警報器の例》



● 煙に反応して警報音が出ます。

● 熱に反応して警報音が出ます。

大田区防災危機管理課

電話：5744-1235

火災に備えよう！



～いざという時のために、消火器を準備しましょう～

火災による死亡者数は、住宅火災を原因とするものが大きな割合を占めています。大切な家族の生命・財産を守るため、初期消火の道具となる消火器を設置しましょう！

身近な消火器の種類

消火器にはさまざまな種類がありますが、身近で代表的2種類の消火器の特徴と消火器に付いている適応する火災の示す絵表示について、ご紹介します。

項目	種別	粉末系消火器	水系消火器
火災種別	燃焼物	ABC 粉末消火器	中性強化液消火器
A 火災	木製品・紙・繊維製品 ゴム・樹脂など	○	○
B 火災	ガソリン・灯油 てんぷら油など	○	○
C 火災	通電中の コンセントなど	○	○ (霧状)
消火薬剤の特徴		リン酸アンモニウムを主成分とした微粉末で炎の抑制効果が高く素早い消火ができます。	優れた浸透性により、消火しにくい樹脂類や繊維類に効果があり粉末消火器と併用すると効果的です。

消火器に示される適応火災の表示例

- (A 火災) 普通火災
木材、紙、繊維などが燃える火災に適応
- (B 火災) 油火災
石油類その他の油類などが燃える火災に適応
- (C 火災) 電気火災
電気設備などの火災に適応

参考：総務省消防庁・消火器消火特性検討委員会による実験調査／一般社団法人日本消火器工業会

お申込み内容（点線を切り取ってご利用ください。はがき等に記入しても構いません）

【はがき裏・ファックス用紙 貼付用】

1 購入を希望するもの（必要数量を記入）

- 消火器
- ① 蓄圧式・粉末 1.2kg _____ 本
 - ② 蓄圧式・粉末 1.5kg _____ 本
 - ③ 蓄圧式・粉末 3.0kg _____ 本
 - ④ 蓄圧式・強化液 1.5L _____ 本

※処分消火器の引取り希望の場合

引き取り本数 _____ 本

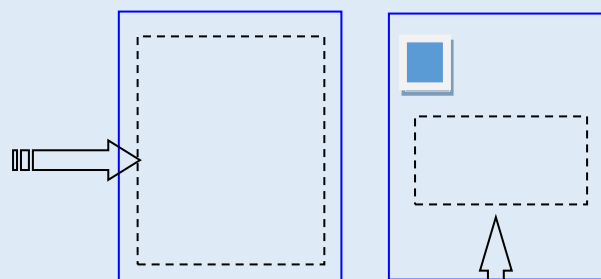
- 住宅用火災警報器
- 煙式 _____ 個
 - 熱式 _____ 個

※取付希望 有・無
(○をつけて下さい)

2 住所・電話番号

3 氏名

【はがき裏】
【ファックス用紙】



【はがき表 (宛名) 貼付用】

〒143-0013

大田区大森南三丁目17番5号

大田区防災設備協力会 行

○家庭用消火器のあっせん○

(住宅用火災警報器のご案内は裏面)

あっせん消火器の種類

番号	種類	薬剤重量	標準価格 (リサイクルシール代込み)	あっせん価格 (リサイクルシール代込み)
①	蓄圧式・粉末	1.2kg	11,500 円	5,800 円(税抜)
②	蓄圧式・粉末	1.5kg	12,500 円	6,200 円(税抜)
③	蓄圧式・粉末	3.0kg	19,000 円	8,400 円(税抜)
④	蓄圧式・強化液中性	1.5L	20,500 円	9,500 円(税抜)

お申込みできる方 現在大田区内にお住まいの方（本数に制限はありません。）

※消防法令により設置が義務付けられているマンションや事業所等の消火器は対象外です。

お申込み・お問い合わせ先 大田区防災設備協力会

所在：〒143-0013 大森南三丁目17番5号

電話・FAX 03-5710-1011

お申込み方法

はがき 又は **FAX** で大田区防災設備協力会（あっせん業者）に直接お申し込みください。

- 【記載内容】
- 購入するもの（消火器）数量
 - 引き取る消火器の有無
 - 住所 氏名 電話番号

※ 左記「お申込み内容」にある点線枠内に記入後切り取って、はがきへ又はファックスする用紙へ貼付してご活用ください。（はがき等へ直接記入していただいても構いません。）

納品及びお支払い

- ・納品まで1か月程度かかる場合があります。予めご了承ください。
 - ・代金は、消火器をお届けした際に、業者へお支払いください。（消火器の送料は無料）
- ※ 納品時、業者が申込書（はがき・FAX）を持参の上、お伺いします。

その他

- ・家庭用消火器を火災で使用した場合、無料で薬剤を詰め替えします。（火元建物は対象外）
- ・消火器本体の腐食等の理由により、薬剤が補充できない場合があります。
- ・購入される方で不要な消火器があれば、あっせん業者が引き取ります。（製造年により必要となるリサイクルシール代等別途料金が、かかります。）

大田区防災危機管理課

電話：5744-1235